

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公表番号】特表2003-514633(P2003-514633A)

【公表日】平成15年4月22日(2003.4.22)

【出願番号】特願2001-539529(P2001-539529)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 L 29/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 3 0 6 B

A 6 1 L 29/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月19日(2007.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】カテーテルであって、

実質的に長尺の構造であるとともに、基端部(12)と先端部(14)と外装とを有し、さらに、これら基端部および先端部(12、14)の間にわたって延在する、中心軸を有する主管腔(22)を規定し、この主管腔(22)が、少なくとも前記基端部および前記先端部(12、14)において前記長尺構造の外部に連通しているような、長尺構造；を具備し、

前記主管腔が連続的なチューブ状の内側表面を有すること、前記カテーテルが連続的な外側表面を有すること、および前記カテーテルが楕円形または長円形横断面形状から選択される断面を有する单一の補強ワイヤ(28)を有し、該ワイヤが、前記実質的に長尺の構造の少なくとも1つのセグメント(20)に沿って前記主管腔(22)を囲んでおり、該ワイヤが前記セグメント(20)に沿って前記主管腔(22)の回りに螺旋状に巻回されていることを特徴とし、

前記の実質的に長尺の構造が、前記主管腔(22)を規定する連続的なチューブ状の内側表面を有する内側層(26)；および該内側層(26)を囲んでいる外側層(24)を具備するとともに、補強ワイヤ(28)が前記内側層と前記外側層(26、24)との間に配置されている連続的な外側表面を有し、

さらに、カテーテル(10)の先端部(14)が1.50mm以下という臨界曲げ直径制限に適合するとともに、Tinius-Olsen社による硬度テスターによって20°～30°という曲げ条件で測定したときに約7.3°/cm-g以上の偏向により示される側方硬度を示す

ことを特徴とするカテーテル(10)。

【請求項2】請求項1記載のカテーテルにおいて、

前記ワイヤ(28、30)は、厚さ(t)が0.01mm～0.1mmとされ、かつ、幅(W)が0.038mm～0.38mmとされていることを特徴とするカテーテル。

【請求項3】請求項1記載のカテーテルにおいて、

前記螺旋状巻回のピッチが、場所によって相違するものとされていることを特徴とするカテーテル。